

議案第 2 号

富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

富津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年 8 月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第425号）が施行され、介護認定審査会の委員の任期について2年を超え3年以下の期間で条例で定めることができるようになったことに伴い、当該委員の任期を3年とするため、条例の一部を改正するものである。

富津市介護保険条例の一部を改正する条例

富津市介護保険条例(平成12年富津市条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第2条)」を「(第2条・第2条の2)」に、「第2条の2―第2条の5」を「第2条の3―第2条の6」に改める。

第2章の2中第2条の5を第2条の6とし、第2条の2から第2条の4までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第2条の次に次の1条を加える。

(介護認定審査会の委員の任期)

第2条の2 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

第3条第1項第1号中「介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。